

### ●「基金制度」と新たな医療法人類型

重要な改正として「基金制度」の創設がある。この4月から、新たに設立できる医療法人は、財団もしくは持分の定めのない社団医療法人に限られる。すなわち、出資にもとづく医療法人は設立できなくなった。

では、医療法人はもはや寄附によるしか設立はできないのか、出したお金は戻ってこないのかというと、そうではなく、例えば100万円を拠出したら、その100万円についてはきちんと戻ってくる制度にしようということで設けたのが「基金制度」である。

社会医療法人と特定・特別医療法人を除いた、持分の定めのない社団医療法人が、こうした「基金制度」を取り入れることになる。

この基金拠出型医療法人から、社会医療法人や特定医療法人に移行する場合には、いったん、基金を拠出者に返していただくことになる。

従前は、出資持分のある社団医療法人が持分のない特定または特別医療法人になる場合に、出資持分を放棄させられた。しかし、「基金制度」の場合に、拠出した資金は出資ではなく債権であるために、医療法人は拠出者に返還する義務が生じるわけである。